

経営発達支援計画手続ガイドライン

令和3年10月15日
経済産業省 中小企業庁
経営支援部 小規模企業振興課

I 経営発達支援計画手続ガイドラインの位置づけ

経営発達支援計画手続ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下、「小規模事業者支援法」という。）第7条に規定する「経営発達支援計画」の認定を受けようとする商工会又は商工会議所及び関係市町村（特別区を含む）が、同計画の認定申請等の手続を行うにあたっての参考として供するため、関係規定や認定審査の観点等を整理したものである。

II 本ガイドラインの構成

1. 小規模事業者支援法の体系及び経営発達支援計画の概要 ……P. 1
2. 経営発達支援計画の手続（認定申請、変更申請等） ……P. 4
3. 経営発達支援計画を作成するにあたっての留意点 ……P. 10
4. 経営発達支援計画の認定審査（採点評価）基準 ……P. 15
5. よくある質問と当該質問に対する回答・解釈 ……P. 20
6. 関係法令等 ……P. 27

III 旧ガイドライン（経営発達支援計画の申請ガイドライン）との関係

平成26年12月19日に公表し、令和元年9月25日に最終改定が行われた旧ガイドラインは、令和元年7月16日に改正された小規模事業者支援法における改正前の説明も混在していたため、令和2年8月21日に全面的な改定を行い、本ガイドラインを新たに作成したものである。

IV 本ガイドライン作成・改定履歴

～第8回認定～

作成（Ver8.0）：令和2年8月21日

改定（Ver8.1）：令和2年8月28日（P6：（表2）実務経験確認の添付書類を修正）

～第9回認定～

改定（Ver9.0）：令和3年8月20日

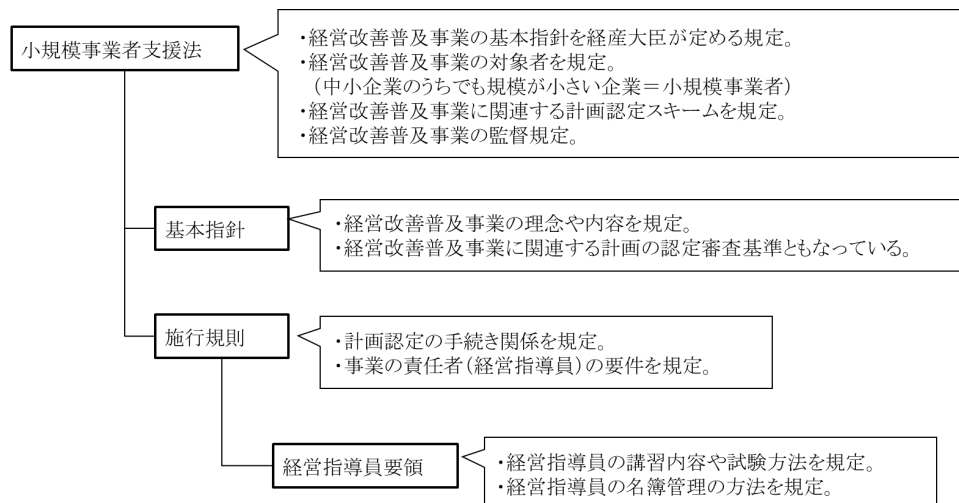
改定（Ver9.1）：令和3年10月15日（P23：（4）提出書類についてQ2の回答を修正）

1. 小規模事業者支援法の体系及び経営発達支援計画の概要

(1) 小規模事業者支援法の体系

小規模事業者支援法は、小規模事業者の経営の改善発達を支援し、経営基盤の充実を図ることをもって国民経済の健全な発展に寄与していくことを目的とした法律である。平成5年に成立し、平成26年の第一次改正を経て、令和元年の第二次改正によって、現行法の体系となった。

【小規模事業者支援法（現行法）の体系】



(2) 経営改善普及事業の概要

小規模事業者支援法では、「基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業」を「経営改善普及事業」と位置付けている。

同法には明文の定義は置かれていないが、法制定時より、「経営改善」とは、事業体として必要な基本的水準に照らして欠如している能力を補うこと、「経営発達」とは、事業体として必要な一定の水準を超えた事業者が、技術やノウハウの向上、安定的な雇用維持等を行うことで、事業規模や収益性の拡大、経営の効率化を実現し、事業体としてさらなる成長を遂げることという解釈をしている。一般に意味する「経営改善」＝「業況悪化事業者の再生支援」とは意味合いが異なるので注意が必要である。

基本指針では、「経営改善」に相当する事項として「第二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項」を規定しているが、経営改善指導は、記帳の代行等が目的ではなく、小規模事業者が自社の経営管理を自律的かつ継続的に実施できる体制を育成していくことが本質であると方向性を示している。当該方向性に即して行われる経営改善指導が、基本指針に即して実施する経営改善普及事業の一つとなる。

続いて、基本指針では、「経営発達」に相当する事項として「第四 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項」を規定している。その具体的内容は、経営発達支援計画の説明と重複することが多いため、次節で解説する。

(3) 経営発達支援計画の概要

①経営発達支援計画の認定基準

小規模事業者支援法第7条では、商工会又は商工会議所は関係市町村（第5条で定義しているが、本法上の「関係市町村」には特別区も含まれる。）と共同して経営発達支援事業についての計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができると規定している。

小規模事業者支援法第7条第1項では、経営発達支援事業として、

- 一 小規模事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 二 小規模事業者が単独で又は共同して行う事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言
- 三 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- 四 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務に関する広報、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催その他小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の開拓に寄与する事業

の4事業を挙げている。

また、同条第4項では経営発達支援計画の記載事項として、

- 一 経営発達支援事業の目標
- 二 経営発達支援事業の内容及び実施期間
- 三 経営発達支援事業の実施体制
- 四 経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

を必須事項としており、商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する場合には、五として連携者の名称や連携に関する事項を記載することとしている。

そして、同条第6項では、第4項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであることを認定の条件としている。

第一号から第三号と基本指針の関係は、

第一号：第四． 2．（1）

第二号のうち事業の内容：第四． 1

第二号のうち実施期間：第四． 2．（2）

第三号：第四． 2．（3）

となっている。

②経営発達支援計画の認定の効果

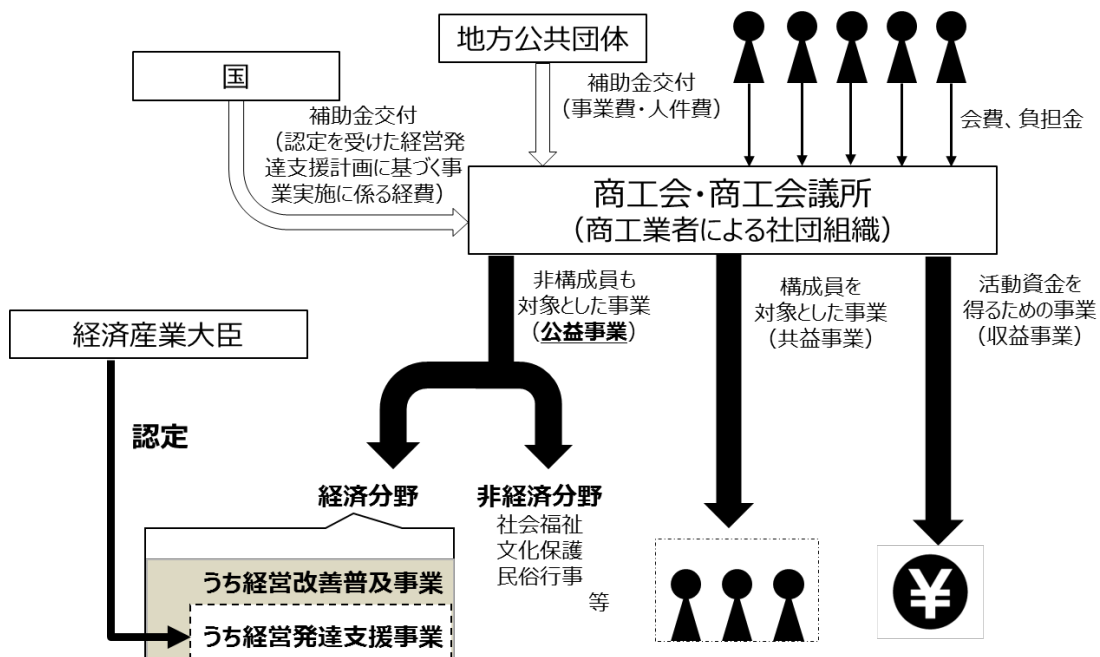
認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者（商工会又は商工会議所及び関係市町村。連携者がいる場合は連携者も含まれる。）は、小規模事業者支援法第10条に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の協力業務の対象となる。これにより、計画認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村が中小企業支援機関であることが公に示されるという効果もある。

商工会・商工会議所は、あくまで任意に自発的に設立される民間法人であり、事業規定も「商工会は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。（商工会法第11条）」、「商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。」となっているため、経営診断等の支援事業を実施しない商工会・商工会議所、あるいは会員のみを対象とした事業を実施する商工会・商工会議所も存在し得る。

基本指針第七. 2では、経営改善普及事業は「会員・非会員を問うことなく行うものとする。」としているとおり、公益に留まらない一種の公益事業として行われることを求めている。

経営発達支援計画の認定を受けることで、会員・非会員を問うことなく経営診断等の支援事業（経営発達支援事業）を実施する商工会・商工会議所であることが明らかとなる。

【経営発達支援事業と商工会・商工会議所の事業の関係】



③経営発達支援計画の実施状況の把握

基本指針第四. 2. (3)では、「小規模事業者に対して事業計画の策定支援を行うに当たっては、策定段階のみならず、当該事業計画の進捗を確認するとともに、売上・利益等の経営指標の推移を把握することによって、その効果を測定し、継続的に経営に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要がある。」としている。

旧法下における経営発達支援計画については、フォローアップが適切に実施されていないという課題があり、中小企業政策審議会においても議論となった。議論の経緯等については、2020年版小規模企業白書第3部第1章コラム3-1-1を参照（以下URL）。

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/PDF/shokibo/05sHakusyo_part3_chap1_web.pdf

現行法に基づく経営発達支援計画については、計画の実施状況について、小規模事業者支援法第11条第2項（旧法下では、第22条第1項）の権限に基づき、報告を求めることとしており、当該報告をもとに評価・分析を行う仕組みとしている。

2. 経営発達支援計画の手続（認定申請、変更申請等）

（1）経営発達支援計画の認定申請手続の流れ

経営発達支援計画の認定を受けようとする商工会又は商工会議所及び関係市町村は、小規模事業者支援法第7条第1項の規定に基づき、経済産業大臣宛の認定申請書を提出する。

認定申請書の様式は、小規模事業者支援法施行規則に「様式第3」として定めており、中小企業庁ウェブサイトで公開している（以下 URL）。

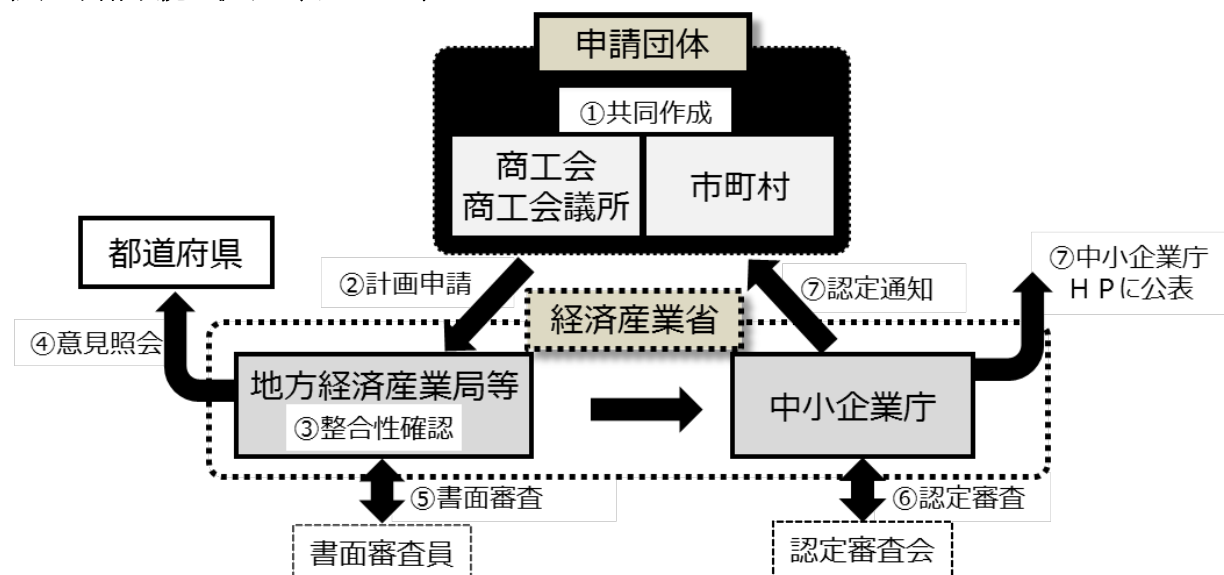
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html>

具体的な流れは以下のとおりである。

なお、計画作成にあたっては、少なくとも小規模事業者支援法、同法施行規則の関係条文及び基本指針を読むこと。

- ①商工会又は商工会議所と関係市町村で協議し、計画を作成。
- ②商工会又は商工会議所において総会又は議員総会等における議決など必要な手続を経た上で、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局（沖縄県は沖縄総合事務局）に提出。
- ③申請された経営発達支援計画について、経済産業局等において様式や法令との整合性等を確認。
- ④申請された経営発達支援計画について、経済産業局等から都道府県に対して意見照会を実施。
- ⑤申請された経営発達支援計画について、当該申請者と利害関係のない中小企業診断士が書面審査を実施。
- ⑥申請された経営発達支援計画について、都道府県意見及び書面審査結果を踏まえ、外部有識者で構成する審査会を実施し、認定処分又は不認定処分の方針を決定。
- ⑦審査会で決定した方針に基づき、当該申請者に対し、経済産業大臣名で認定処分又は不認定処分の通知を行うとともに、認定計画及び認定計画に記載された法定経営指導員の氏名を中小企業庁ウェブサイトで公表。

■認定申請手続の流れ（イメージ）



(2) 経営発達支援計画の認定申請手続に必要な書類

経営発達支援計画の認定申請手続に必要な書類は下記の表1、2のとおりである。

提出する書類については、原則電子媒体（PDF）で提出。提出方式については、原則電子メール又は大容量ファイルサーバとする（※）が、この方法で提出することが難しい場合、CD-R、DVD-Rでも可とする。ただし、USBは不可。

※提出方法については、管轄の経済産業局等にお問い合わせください。

【表1：提出する資料（原則、電子媒体（PDF））】

書類名	注意事項	提出様式
①認定申請書（様式第3）	押印省略可。	必ずPDF （※1）
②別表1～4		
③経営発達支援計画の概要	認定時の公表用。必ず1ページで収まる分量とすること。 認定時に改めて内容の確認依頼を行う。	押印する場合は 原本の提出も必要
④申請商工会又は商工会議所の ・事業報告書 ・貸借対照表 ・収支決算書 ・事業計画書	いずれも直近のもの。	原則PDF （※2） 紙媒体で提出する 場合は2部必要 （1部はコピーで も可）
⑤申請商工会又は商工会議所の総 会又は議員総会その他これに準 ずるものの議事録の写し	当該申請を行うことについて意思決定されたことがわかるもの。該当部分を抜粋した抄本を提出する場合は、原本証明が必要。	
⑥経営指導員の要件確認書類	次頁【表2】の確認書類一覧表を参照。	

※1 スキャンデータではなく、Wordファイル等から直接PDFファイルへ変換すること。

※2 スキャン枚数が多い等の理由により、電子媒体での提出が事務コストの面で大変に非効率な場合などについては、紙媒体でも可とする。

・ファイルは原則下記の5点に分けるとともに、必ず『申請者名』と『書類名』を表記すること。
なお、共同申請の場合は、代表となる商工会又は商工会議所名とすること。

※各ファイル名は、下記のとおりとしてください。

【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】①経営発達支援計画申請書

【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】②経営発達支援計画別表1～4

【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】③経営発達支援計画の概要

【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】④⑤団体関係添付書類

（事業報告書、貸借対照表、収支決算書、事業計画書、議事録の写し等）

【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】⑥経営指導員の要件確認書類

【表 2 : ⑥経営指導員の要件確認書類 (原則、電子媒体 (PDF))】

経営指導員要領参考様式は以下 URL から参照可能。

< <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shidouin.html> >

		要件確認書類
⑥-1	共通 (※ 1, 2)	経営指導員要件を満たすことの申告書 (経営指導員要領参考様式第 1)
⑥-2	在籍確認	契約書、委任状、在職証明等いずれか 1 通の写し
⑥-3	受講確認 (※ 3)	基礎講習 (施行規則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する講習) の修了証の写し
		行政事務講習 (施行規則第 7 条第 1 項第 3 号に規定する講習) の修了証の写し
⑥-4	実務経験 確認	以下のいずれかを添付 ・ 組織における実務経験の申告書 (経営指導員要領参考様式第 1-1) 又は ・ 法定事業計画の作成関与報告 (経営指導員要領参考様式第 1-2) 及び支援証明書 又は ・ 中小企業診断士登録証の写し (表裏)
⑥-5	共通	宣誓書 (経営指導員要領参考様式第 2)

※ 1 ⑥-1 経営指導員要件を満たすことの申告書については、『参考様式第 1 (簡易版)』(参考様式第 1、第 1-1、第 1-2、第 2 を一本化した申告書) による申請も可能。参考様式第 1 (簡易版) による申請の場合は、上記⑥-2、⑥-4 の添付のみで構わない。

※ 2 同じ回の認定で同一人を複数の申請計画に記名する場合は、いずれか 1 計画に全ての書面を添付していれば、ほかの計画は上記⑥-1、⑥-5 の添付のみで構わない。添付書面を省略する場合は、経営指導員要件を満たすことの申告書 (参考様式第 1 (第 5 条関係)) に下図のように記載すること。

参考様式第 1 (第 5 条関係)
経営指導員要件を満たすことの申告書
日付
氏名
宣誓書を添え、以下のとおり申告します。
なお、 <u>1. 商工団体の役員又は職員要件、2. 指定講習の受講要件、3. 実務経験の確認書面については〇〇商工会及び〇〇市の経営発達支援計画に係る認定申請書に添付しています。</u>

※ 3. 修了証が添付できない場合は、参考様式の別紙として「中小企業庁が行った法定講習 (e ラーニング) を令和〇年〇月〇日に受講し修了した」旨の書類 (任意様式) を添付する。

(3) 経営発達支援計画の変更申請手続の流れ

認定を受けた経営発達支援計画を変更しようとするとき又は変更の事実が生じたときは、小規模事業者支援法第8条第1項に基づく変更申請手続が必要となる。

変更の事実が生じたときから、遅くとも3か月以内には、小規模事業者支援法施行規則第8条に定める手続をもって変更申請を行うこと。変更申請を要するにも関わらず、変更申請が遅滞していると認められる場合には、認定要件に適合しなくなった（経営指導員の欠員等）又は計画に従って経営発達支援事業が実施されていないと判断して取消処分を行うことがある。

変更申請手続の具体的な流れは以下のとおりである。

- ①商工会又は商工会議所と関係市町村で協議し、変更申請に関する計画を作成。
- ②商工会又は商工会議所において総会又は議員総会等における議決など必要な手続を経た上で、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局（沖縄県は沖縄総合事務局）に提出。
- ③変更申請された計画について、経済産業局等において様式や法令との整合性等を確認。
- ④変更申請された計画について、経済産業局から都道府県に対して意見照会を実施。
- ⑤変更申請された計画について、当該申請者と利害関係のない中小企業診断士が書面審査を実施。
- ⑥変更申請された計画について、都道府県意見及び書面審査結果を踏まえ、外部有識者で構成する審査会を実施し、認定処分又は不認定処分の方針を決定。
- ⑦審査会で決定した方針に基づき、当該申請者に対し、経済産業大臣名で変更認定処分又は不認定処分の通知を行うとともに、変更認定計画及び変更認定計画に記載された法定経営指導員の氏名を中小企業庁ウェブサイトで公表。

なお、軽微な変更の場合には、④～⑥を省略し、経済産業省内での事務的な審査手続をもって認定又は不認定の処分をすることがある。軽微な変更とは、以下に掲げる変更をいう。

- ・商工会又は商工会議所、関係市町村（以下、「申請主体」という。）の名称、住所、代表者氏名（※）の変更
※計画（別表1～4及び経営発達支援計画の概要）に代表者氏名の記載がない場合は変更申請手続の必要なし
- ・合併等に伴い権利義務を承継した商工会又は商工会議所、関係市町村への申請主体の変更
- ・計画別表4に記載された連携者の名称、住所、代表者氏名の変更
- ・計画別表4に記載された連携者の削除
- ・申請主体に対して情報の提供及び助言を行う経営指導員の異動変更
- ・計画の効力の消滅を目的とした計画期間の短縮

(4) 経営発達支援計画を廃止する場合の手続

小規模事業者支援法には、計画廃止に関する届出規定等がないため、変更申請を行うことによって、認定の効力を消滅させる。

具体的には、認定を受けた計画の実施期間について、その終期を申請日以降の任意の日付として、当該日をもって計画が終了（認定の効力が消滅）するという形をとる。

変更申請の手続の流れについては（3）に記載したとおりである。

(5) 経営発達支援計画の変更申請手続に必要な書類

経営発達支援計画の変更申請手続に必要な書類は下記の表3のとおりである。

【表3：変更申請時に提出する資料（原則、電子媒体）】

書類名	注意事項	部数
①変更申請書（様式第4）	押印省略可。	必ずPDF （※1）
②別表1～4		
③経営発達支援計画の概要	認定時の公表用。必ず1ページで収まる分量とすること。	押印する場合は、原本の提出も必要
④経営発達支援計画の実施状況を記載した書類	認定を受けた経営発達支援計画の項目ごとに、これまでの実施状況を簡潔にまとめること。	
⑤当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書	当該変更に伴い左記の書類に前回認定を受けたときから 変更があった場合は 、添付すること。（正本1部のみで可）	原則PDF 紙媒体で提出する場合は、2部必要 （1部はコピーでも可）
⑥当該変更について、申請商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し	該当部分を抜粋した抄本を提出する場合は、原本証明が必要。	
⑦経営指導員の要件確認書類	経営指導員を変更する場合は添付すること。 P. 6表2の確認書類一覧表を参照。	

※1 スキャンデータではなく、Wordファイル等から直接PDFファイルへ変換すること

- ・ファイルの名称は、下記のとおり必ず『申請者名』『書類名（変更）』を表記すること。
なお、共同申請の場合は、代表となる商工会又は商工会議所名とすること。

※各ファイル名は、下記のとおりとしてください。

- 【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】①経営発達支援計画変更申請書
- 【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】②経営発達支援計画別表1～4（変更）
- 【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】③経営発達支援計画の概要（変更）
- 【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】④経営発達支援計画の実施状況（変更）
- 【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】⑤⑥団体関係書類（変更）
（事業報告書、貸借対照表、収支決算書、事業計画書、議事録の写し等）
- 【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】⑦経営指導員の要件確認書類（変更）

(6) 申請書の提出先及び問合せ先

申請書の提出先及び問合せ先は、商工会又は商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等とする。

提出先	住所	電話番号	管轄 都道府県
北海道経済産業局 中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-3140	北海道
東北経済産業局 経営支援課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-221-4806	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
関東経済産業局 経営支援課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0428	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野, 静岡
中部経済産業局 中小企業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	富山, 石川, 岐阜, 愛知, 三重
近畿経済産業局 中小企業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023	福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
中国経済産業局 中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口
四国経済産業局 中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8562	徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州経済産業局 中小企業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5449	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1755	沖縄
中小企業庁 小規模企業振興課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2036	—

3. 経営発達支援計画を作成するにあたっての留意点

(1) 様式第3について

様式第3（第7条関係）

経営発達支援計画に係る認定申請書

和暦で記入すること。
令和〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

～中略～

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員の氏名：〇〇 〇〇

※複数名を記載しても構わないが、複数名必要な理由を、「(別表2)(2)②法定経営指導員による情報の提供及び助言」欄に記載すること

経済産業局等から連絡する際の連絡先を記載。
(共同申請の場合は、代表となる商工会等)

【連絡先】
○商工会、商工会議所名 部署名 担当者氏名
郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス
○市町村名 部署名 担当者氏名
郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス

(2) 様式第3別表1「経営発達支援事業の目標」について

基本指針第四. 2. (1) を踏まえて設定すること。

基本指針第四. 2. (1)

関係市町村の商工行政を踏まえるとともに、小規模事業者を支援することによる地域への裨益や地区内の小規模事業者の長期的な振興を意識し、重点的に事業計画策定指導及び助言を行うべき小規模事業者を具体的に想定した目標を設定すること。

また、経営指導員等の人員体制から実現可能な目標であること。

(3) 様式第3別表1「経営発達支援事業の実施期間」について

基本指針第四. 2. (2) を踏まえて3年から5年の間で設定することとし、経営発達支援計画の始期と終期は日単位で記載すること。

なお、計画の始期は、原則として関係市町村の事業年度の始期（4月1日）とすること。

(4) 様式第3別表1「経営発達支援事業の内容」について

基本指針第四. 1及び四. 2.(3)を踏まえて記載することとし、原則として、以下の項目名とすること。

2023年10月から導入されるインボイス制度をふまえた電子インボイスへの対応や補助金申請における電子申請など、IT化の取組が加速する中で、今後、小規模事業者にも様々な局面でのDXに向けた取組が必要だと理解・認識させるための支援(DXに向けた意識の向上)が必要である。

また、小規模事業者がDXに向けた意識の向上だけでなく、知識習得や実際にITツール等の導入等を行っていくためには、事業者を支援・指導する立場である経営指導員自身が、事業者からのDXに向けた相談に対応、指導していく能力の習得及び向上を行う必要があると考えられる。

そのため、④、⑥、⑧において基本方針第一条文中の「ITのさらなる活用」を具体化し、DXに向けた支援・取組に関して記載すること。

なお、①～⑥は、それぞれ目標、目標を達成するための手段・手法を明確に記載すること。

【計画認定審査上の必須記載項目】

①地域の経済動向調査に関すること

※基本指針第四. 1.(3)の以下の規定との整合性を確認する項目。

「各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供」

②需要動向調査に関すること

※基本指針第四. 1.(3)の以下の規定との整合性を確認する項目

「小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向(中略)に関する情報の収集、整理、分析及び提供」

③経営状況の分析に関すること

※基本指針第四. 1.(1)との整合性を確認する項目。

④事業計画策定支援に関すること

※基本指針第四. 1.(2)の以下の規定との整合性を確認する項目。

「経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定するための指導・助言」

⑤事業計画策定後の実施支援に関すること

※基本指針第四. 1.(2)及び第四. 2.(3)の以下の規定との整合性を確認する項目

「当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言」

「小規模事業者に対して事業計画の策定支援を行うに当たっては、策定段階のみならず、当該事業計画の進捗を確認するとともに、売上・利益等の経営指標の推移を把握することによって、その効果を測定し、継続的に経営に係る指導及び助言を実施すること」

⑥新たな需要の開拓に寄与する事業に関する事

※基本指針第四. 1. (4) との整合性を確認する項目。

⑦事業の評価及び見直しをするための仕組みに関する事

※基本指針第四. 2. (3) の以下の規定との整合性を確認する項目。計画に記載した全ての項目（事業）について評価対象とすること。

「経営発達支援事業の実施状況について定量的な指標をもって把握し、評価を行うことができる仕組みを設けるものとする。」

⑧経営指導員等の資質向上等に関する事

※基本指針第四. の以下の規定を踏まえて講習等を実施すること。

「経営指導員等（法第七条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下同じ。）は、小規模事業者に対して技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供ができるよう、AI、FinTech等の新たな技術情報の収集やマーケティング調査手法の習得と知識の更新に努めていくことが必要である。」

必須記載項目①～⑧の他、次に掲げる⑨、⑩は計画認定審査上の必須記載事項ではないが、計画事業として記載することは妨げない。ただし、記載がある場合は、計画全体と基本指針との全体整合性を損なうものではないかを審査する（4. 経営発達支援計画の認定審査（採点評価）基準を参照）。

⑨他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関する事

※基本指針第四. の以下の規定を踏まえて情報交換を実施すること。

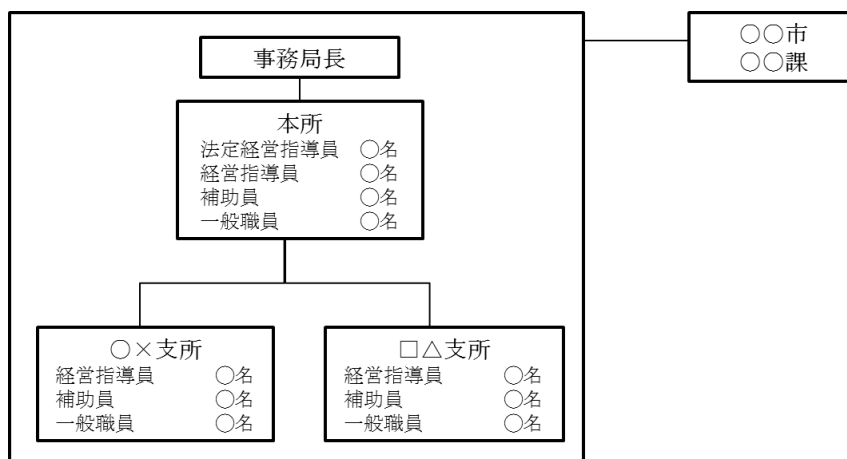
「専門性の高い分野に関する相談については、経営改善普及事業を担当する商工会又は商工会議所の職員だけで応じるのではなく、専門士業や中小企業等経営強化法に基づき認定された情報処理支援機関等とも連携して応じていくことが求められる。」

⑩地域経済の活性化に資する取組に関する事

小規模事業者の経営発達に寄与させることを目的として、その存立基盤である地域経済の活性化を図ること。

(5) 様式第3別表2「(1)実施体制（商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）」について

下図を参考に実施体制図を記載すること。なお、小規模事業者支援法第7条第5項に規定する経営指導員（法定経営指導員）が配置されていることが明確なものとする。



(6) 様式第3別表2「(2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制」について

基本指針第四. 2. (3)を踏まえ、法定経営指導員の氏名を記載すること。また、連絡先は当該経営指導員の自宅等ではなく、商工会又は商工会議所の電話番号あるいは当該経営指導員が常駐する事務所等の電話番号を記載すること。なお、法定経営指導員を複数名記載しても構わないが、法定経営指導員を複数名設置する場合は、本欄に複数名必要な理由を記載すること。

また、「法定経営指導員による情報の提供及び助言」については、「経営発達支援事業の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理」、「事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供」を実施する体制とすること。

「商工会／商工会議所、関係市町村連絡先」については、経営発達支援事業の担当部署名と電話番号が記載されていればよく、担当者名を記載する必要はない。特定の部署がない商工会又は商工会議所、関係市町村の場合は代表番号でも差し支えない。なお、二以上の商工会又は商工会議所が共同で申請する場合には、当該商工会又は商工会議所ごとに連絡先を記載すること。

※基本指針第四. 2. (3)

「経営発達支援事業を円滑に実施するため、商工会又は商工会議所は、具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として経営指導員を選定するとともに、小規模事業者の経営発達支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに選定した上で、十分なヒアリングの実施等、経営発達支援事業の実施状況について定量的な指標をもって把握し、評価を行うことができる仕組みを設けるものとする。」

(7) 様式第3別表3について

資金額、調達方法ともに見込で構わない。なお、商工会又は商工会議所の組織運営に関する資金ではなく、あくまでも計画に記載した事業の実施に係る資金額と調達方法を記載すること。

(8) 様式第3別表4について

連携者がいない場合は、空欄ないしは「連携者なし」等と記載すれば良い。連携者がいないことのみをもって不認定とすることはない。

連携者がいる場合は、「連携して実施する事業の内容」、「連携して事業を実施する者の役割」、「連携体制図等」は、単に「連携」と記載するのではなく、個々の連携者が具体的にどのような役割のもとに、どのような事業を実施するのかが明確に分かるように記載すること。

商工会又は商工会議所の協力団体、友好団体や取引先を網羅的に連携者として記載することは、小規模事業者支援法の趣旨には沿わない。

また、連携者は、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援事業を実施する者と取り扱われることから、必ず、当該者の組織としての了承・決定を経た上で記載すること。了承・決定を経ずに記載したことが明らかとなった場合には、虚偽申請と取り扱う。

なお、下記の4者が連携者として記載されている場合には、法制上の齟齬が生じるため、様式不備等として不認定とする。(下記4者が連携者として記載されることを組織として了承・決定することは基本的にないと考える。)

① 関係市町村

関係市町村は、申請主体の一であり、連携して経営発達支援事業を実施する者ではない。

② 国の行政機関

法に基づく経営発達支援事業を行える旨の規定がなされた国の行政機関はない。

③ 独立行政法人

独立行政法人は独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第2条の規定（以下参照）に基づく法人であり、当該規定中の「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」の趣旨を鑑みると、法で全ての商工会・商工会議所に経営発達計画の作成を義務付けているわけではないことの関係から、独立行政法人を連携して事業を実施する者とすることは不適當。

④ 政府関係金融機関

政府関係金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫の5者）は、政府が経済発展、国民生活の安定などといった一定の政策を実現する目的で、特に法律を制定することにより特殊法人として設立し、出資金のうちの多く（又は全額）を政府が出資している機関であるため、その設立に係る目的・趣旨を鑑みると、連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合に当たらない。

4. 経営発達支援計画の認定審査（採点評価）基準

	審査項目	必須記載事項等	採点評価基準
1	経営発達支援事業の 目標 (基本指針) 第四. 2. (1)	①地域への裨益目標 ②事業計画策定支援を実施すべき小規模事業者を想定した目標	0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない 1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。 2点：必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、目標設定として疑問がある。 3点：必須記載事項の記載があり、文章としても成立し目標設定としても妥当である。 4点：必須記載事項の記載があり、文章としても成立し、目標設定が明確に示されている。
2	経営発達支援事業の 実施期間、目標の達成 方針 (基本指針) 第四. 2. (2)	①計画実施期間 ②目標の達成方針	0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。 1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確又は計画実施期間が3年から5年の間の設定となっていない。 2点：必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、目標の達成方針について疑問がある。 3点：必須記載事項の記載があり、目標の達成方針も妥当である。 4点：計画に記載された事業・目標の達成方針と照らしても適切な設定となっている。
3	経営発達支援事業の 内容① (地域経済動向調査) (基本指針) 第四. 1. (3)	①経済動向調査（情報収集・整理・分析）の目標 ②経済動向調査の手法 ③経済動向調査の項目 ④経済動向調査結果の活用方法	0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない 1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。 2点：必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、調査項目と手法の関係等、全体としての整合性・妥当性を確認できず、疑問がある。 3点：必須記載事項の記載があり、全体的に妥当である。 4点：必須記載事項の記載があり、調査の手法から結果の活用方法までが明確で、実現可能なものとなっている。

	審査項目	必須記載事項等	採点評価基準
4	経営発達支援事業の内容② (需要動向調査) (基本指針) 第四. 1. (3)	①需要動向調査(情報収集、整理、分析)の目標 ②需要動向調査の手法 ③需要動向調査の項目 ④需要動向調査結果の活用方法	0点: 必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。 1点: 必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。 2点: 必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、調査項目と手法の関係等、全体としての整合性・妥当性を確認できず、疑問がある。 3点: 必須記載事項の記載があり、全体的に妥当である。 4点: 必須記載事項の記載があり、調査の手法から結果の活用方法までが明確で、実現可能なものとなっている。
5	経営発達支援事業の内容③ (経営状況の分析) (基本指針) 第四. 1. (1)	①経営分析の目標 ②経営分析の手法 ③経営分析の項目 ④経営分析結果の活用方法	0点: 必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。 1点: 必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。 2点: 必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、経営分析の実施手法、経営発達の支援への活用方法等の整合性・妥当性に疑問がある。 3点: 必須記載事項の記載があり、全体的に妥当である。 4点: 必須記載事項の記載があり、経営分析の手法から結果の活用方法までが明確で、実現可能なものとなっている。
6	経営発達支援事業の内容④ (事業計画の策定支援) (基本指針) 第四. 1. (2)	<u>※DXに向けた取組(セミナー等)を一つ以上記載すること</u> ①計画策定支援の考え方 ②計画策定支援の目標 ③計画策定支援の対象 ④計画策定支援の手法	0点: 必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。 1点: 必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。 2点: 必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、全体としての整合性・妥当性に疑問がある。 3点: 必須記載事項の記載があり、全体的に妥当である。 4点: 必須記載事項の記載があり、支援の手法が明確で実現可能なものとなっている。

	審査項目	必須記載事項等	採点評価基準
7	経営発達支援事業の内容 ⑤ (事業計画策定後の実施支援) (基本指針) 第四. 1. (2)	①計画策定後支援の考え方 ②計画策定後支援の目標 ③計画策定後支援の手法	0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。 1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。 2点：必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、支援の考え方と手法の関係等、全体としての整合性・妥当性に疑問がある。 3点：必須記載事項の記載があり、全体的に妥当である。 4点：必須記載事項の記載があり、支援の手法が適切な内容であり、支援先のフォローアップ頻度など定量的かつ具体的に記載され、実現可能なものとなっている。
8	経営発達支援事業の内容 ⑥ (新たな需要の開拓支援) (基本指針) 第四. 1. (4)	※DXに向けた取組を一つ以上記載すること ①需要開拓支援の考え方 ②需要開拓支援の目標 ③需要開拓支援の手法	0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。 1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。 2点：必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、支援の考え方と手法の関係等、全体としての整合性・妥当性を確認できず、疑問がある。 3点：必須記載事項の記載があり、全体的に妥当である。 4点：必須記載事項の記載があり、支援の考え方から手法まで明確で、実現可能なものとなっている。
9	事業の評価及び見直しをするための仕組み (基本指針) 第四. 2. (3)	①事業の実施状況を定量的に把握する仕組み ②事業評価の手法 ③事業の評価・見直しを行う頻度 ④評価結果の公表方法	0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。 1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。 2点：必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、事業のPDCAサイクルを回す仕組みとは評価できない。 3点：必須記載事項の記載があり、事業のPDCAサイクルを回す仕組みと判断できる。 4点：必須記載事項の記載があり、事業のPDCAサイクルを回す仕組みとして有効なものと評価できる。

	審査項目	必須記載事項等	採点評価基準
10	経営指導員等の資質向上等に関すること (基本指針) 第四、第七	<p>※DXに向けた取組を一つ以上記載すること</p> <p>①経営指導員のみならず一般職員も含めた支援能力の向上に向けた取組</p> <p>②個人に帰属しがちな支援ノウハウを組織内で共有する仕組み</p>	<p>0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。</p> <p>1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。</p> <p>2点：必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、支援能力の向上に向けた取組又はノウハウ共有の仕組みとは評価できない。</p> <p>3点：必須記載事項の記載があり、全体的に妥当である。</p> <p>4点：必須記載事項の記載があり、支援能力の向上に向けた取組、ノウハウ共有の仕組みとして有効なものと評価できる。</p>
11	<p>【任意記載項目】</p> <p>他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること</p> <p>(基本指針) 第四、第七</p>	<p>①情報交換を行う相手先</p> <p>②情報交換を行う頻度</p> <p>③情報交換を行う方法</p>	<p>※任意記載項目ですが、記載がある場合には審査いたします。</p> <p>0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。</p> <p>1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。</p> <p>2点：必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、支援ノウハウ等の情報交換をできる仕組みとは評価できない。</p> <p>3点：必須記載事項の記載があり、全体的に妥当である。</p> <p>4点：必須記載事項の記載があり、情報交換を行う相手先、頻度、方法、なぜその相手先を選んだかの理由が明確に記載されており、適切なものと評価できる。</p>
12	<p>【任意記載項目】</p> <p>地域経済の活性化に資する取組に関すること</p> <p>(基本指針) 第五</p>	<p>①（関係者がある取組の場合）関係者</p>	<p>※任意記載項目ですが、記載がある場合には審査いたします。</p> <p>0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。</p> <p>1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。</p> <p>2点：必須記載事項の記載があり文章としても成立しているが、今後の地域経済活性化の方向性を共有できる「仕組み」が構築されているとは評価できない。</p> <p>3点：必須記載事項の記載があり、全体的に妥当である。</p> <p>4点：必須記載事項の記載があり、今後の地域経済活性化の方向性を共有できる「仕組み」が構築され、地方経済の活性化に資する取組となっている。</p>

	審査項目	必須記載事項等	採点評価基準
13	経営発達支援事業の実施体制 (基本指針) 第四. 2. (3)	①事業の実施体制 ②法定経営指導員 ③法定経営指導員の関わり方 (法定経営指導員を2名以上選定する場合) その理由 ④連絡先	0点：必須記載事項の記載がない又は記載を発見できない。 1点：必須記載事項の記載はあるが、内容が不明確。 2点：実施体制の記載があり文章としても成立しているが、複数の法定経営指導員を選定する理由が適切でない。 3点：実施体制の記載があり、全体的に妥当である。 4点：実施体制の記載があり、他機関との連携など当該実施体制は経営発達支援事業の内容と照らしても十分な体制と評価できる。
14	計画全体と指針との全体整合 (基本指針) 第二、第四、 第五、第七	-	0点：計画全体について、他者に読ませる、他者が閲覧することを前提としたものとなっていない。 1点：計画全体を第三者として通読できるが、全体的に内容が不明確。 2点：計画全体を違和感なく通読できるが、指針第二、第四、第五、第七に反した記述がある。 3点：計画全体を違和感なく通読でき、指針第二、第四、第五、第七に反した記述はない。 4点：計画全体を違和感なく通読でき、指針第二、第四、第五、第七に反した記述がなく、指針との整合性・妥当性が明確に記載されている。

5. よくある質問と当該質問に対する回答・解釈

(1) 小規模事業者支援法関係

Q 1 令和元年5月の小規模事業者支援法の改正に伴う経営発達支援計画の改正点はなにか？

➤ (1) 経営発達支援計画の作成、申請について、商工会又は商工会議所及び関係市町村が共同で作成し申請することとなった。

(2) 経営発達支援計画の経済産業大臣が計画認定を行うにあたって、都道府県知事に意見照会することとなった。

(3) 経営発達支援計画内の「実施体制」について、「法定経営指導員」が計画の作成から実施段階に至るまで、きちんと関与することが必須となった。

(4) 経営発達支援計画の「事業計画策定後の実施支援(いわゆる「フォローアップ」)」項目について、支援した事業者の売上や利益率の増加等を目標に掲げることとなった。

(5) 経営発達支援事業により支援した事業者の支援履歴、国等の施策の利用状況、売上や利益率等の財務情報等について、国が指定するCSVフォーマット等を活用して国に報告することが必要となった。

Q 2 旧法による認定計画の実施期間中だが、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の申請を行うことは可能か？

➤ 可能である。

Q 3 小規模事業者支援法に基づく認定を受けると、旧法による認定計画は無効となるのか？

➤ 小規模事業者支援法には経過措置を設けており、小規模事業者支援法に基づく認定を受けた場合であっても、旧法による認定計画の残存期間内は有効である。

Q 4 市(町村)の総合振興計画で重点事項として、創業支援を定めているが、経営発達支援計画に盛り込んでも良いか？

➤ 経営発達支援事業は「小規模事業者の経営の発達」を目的としており、あくまでも既に事業体として一定の水準に達した事業者の支援を主眼に置いているが、盛り込むことは問題ありません。

Q 5 基本指針において、「経営指導員等一人当たりで継続的に指導及び助言を実施することができる小規模事業者は二十者程度」との記載があるが、経営指導員等の「等」には、法定経営指導員以外の者も含まれるのか？

➤ 「等」には、法定経営指導員以外の者(いわゆる従来の経営指導員等(法第7条第5項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する職員をいう。))を含む。(参考:基本指針第四・前文)

また、「二十者程度」とは、経営発達支援事業の質的担保を図る上での目安であり、各地域の実情に沿った事業の実施を行うことを妨げるものではないが、経営指導員等が一人で百者以上の対応をすることを前提とした計画等、実施体制として現実的ではないと考えら

れるものについては、基本指針の趣旨に適合するかを確認するため、その妥当性等について説明を求めることがある。

Q 6 一の商工会等の管轄区域が複数の市町村に跨がる場合、又は一の市町村に複数の商工会等が併存する場合の対象区域はどうなるのか？

➤ 一例として、以下を参考いただきたい。

● A商工会の管轄区域がB市とC町に跨がっている場合

(1) A商工会がB市及びC町と共同で一つの計画を作成

⇒ A商工会の管轄区域の全てが計画の対象区域となる

(2) A商工会がB市と共同で一つの計画を、またC町と共同で一つの計画を別々に作成

⇒ (1)と同様、A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(3) A商工会がB市とのみ共同で作成

⇒ A商工会の管轄区域のうちB市内のみ計画の対象区域となる

(4) A商工会がC町とのみ共同で作成

⇒ A商工会の管轄区域のうちC町内のみ計画の対象区域となる

● X商工会議所とY商工会がZ市に併存する場合

(5) X商工会議所及びY商工会がZ市と共同で一つの計画を作成

⇒ Z市内におけるX商工会議所及びY商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(6) X商工会議所とY商工会がそれぞれZ市と共同で別々の計画を作成

⇒ (5)と同様、Z市内におけるX商工会議所及びY商工会の管轄区域の全てが計画の対象区域となる

(7) X商工会議所は計画を作成せず、Y商工会とZ市が共同で計画を作成

⇒ Z市内におけるY商工会の管轄区域のみ計画の対象区域となる

(2) 共同申請について

Q 1 二以上の商工会又は商工会議所が共同して経営発達支援計画を作成するときの要件はあるのか？

➤ 特段要件はないが、小規模事業者支援法における、「関係市町村と共同して」との規定を認識されたい。

Q 2 共同して申請する場合の「議事録の写し」は、どのようにすればよいか？

➤ 共同して申請を行う全ての単会における当該議決等を行った部分の議事録の写しが必要となる。

(3) 法定経営指導員関係

Q 1 経営発達支援計画における「法定経営指導員」とは、どのような者か？

- 小規模事業者支援法第7条第5項に規定する経営指導員を、便宜的に「法定経営指導員」と呼称しており、同法において、「小規模事業者の経営に係る指導を行う者であって、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者（抄）」と規定している。

Q 2 「必要な知識及び経験を有する者」とは、どのような者か？

- 小規模事業者支援法施行規則により、以下の要件をすべて満たす者を言う。

施行規則第7条第1項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者（※）

（※）第7条1項各号に規定する経営指導員の要件

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 二 直近5年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第40条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 三 直近5年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する3年以上の実務の経験を有する者
- 五 各欠格事由（刑罰、暴力団等）に該当しない者

Q 3 法定経営指導員は、全ての経営指導員がなるべきなのか？

- 法定経営指導員は、小規模事業者支援法施行規則に基づく一定の要件を満たす者を想定しており、全ての経営指導員がなることは想定していない。

Q 4 法定経営指導員が複数の計画に関与することは可能か？

- 同一人が複数の経営発達支援計画の法定経営指導員となることは問題ないが、法定経営指導員は、経営発達支援計画の作成から実施に至るまでの必要な情報の提供及び助言等を行うこととなり、1人の法定経営指導員が関与できる常識の範囲を超えないよう留意いただきたい。

Q 5 法定経営指導員が人事異動や退職した場合の手続は必要か？

- 一例として、A商工会の経営発達支援計画に関与する法定経営指導員X氏が、B商工会に人事異動となった場合でもX氏が引き続きA商工会の計画に関与するのであれば、特段の手続は不要である。

他方、人事異動や退職を機に、A商工会の計画に関与する法定経営指導員がY氏へ変更する場合は、小規模事業者支援法第8条に基づく変更手続が必要となる。

(4) 提出書類について

Q 1 添付書類④「総会又は議員総会その他これに準ずるもの」の「準ずるもの」とは？

- 商工会の定款で定める「理事会」、商工会議所法第51条の「常議員会」又は「正副会頭会議」を想定している。

上記以外では、定款又は総会の議決によって意思決定権が委任されている会議が想定され、例えば、定款又は総会の議決により、「～～～に関する事項は、〇〇委員会で議決する。」とあれば、当該委員会の議決を言う。

Q 2 添付書類④「・・・議事録の写し」は、どの程度の範囲を提出すればよいか？

- 議事録のうち、経営発達支援計画の内容等について決議等を行った箇所を抜粋し提出すること。

ただし、抜粋の場合は、①会議名、②日時、③議事録の抄本であることを証明する記名が必要。(押印は不要。)

(5) 計画変更について

Q 1 「認定を受けた経営発達支援計画を変更しようとするとき」とは、どのような場合か？

- 認定を受けた経営発達支援計画における事業の実施状況等を検証した結果、事業実施の効果をより一層高めるなどの観点から、事業内容を見直す場合が考えられ、例えば、以下のような場合である。

なお、当然のことながら、変更申請においても、関係市町村との共同申請が必要である。

- (1) 現行計画に記載していない新たな事業を追加する場合
- (2) 事業内容の一部を違う事業に差し替えて実施する場合
- (3) 各事業における目標値を修正する場合
- (4) 事業実施期間を修正する場合
- (5) 計画に記載された法定経営指導員を変更する場合

Q 2 認定計画の事業実施期間が終了した場合は、変更申請により実施期間を延長することができるか？

- 終了した計画を変更申請により再延長することはできないので、小規模事業者支援法に基づき、新たに認定を受けること。

他方、小規模事業者支援法に基づき認定を受けた計画に一元化したい等の理由で、旧法により認定を受けた計画の実施期間を前倒して終了するための変更申請は可能である。

Q 3 変更内容が軽微な場合でも、変更申請を行う必要はあるか？

- 変更内容が軽微な以下の場合でも、変更申請が必要となる。
他方、以下のような場合(※)は、変更申請は不要である。

【軽微な場合】

- ・ 商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称、住所、代表者氏名（※）の変更
※計画（別表1～4及び経営発達支援計画の概要）に代表者氏名の記載がない場合は変更申請手続の必要なし
- ・ 合併等に伴い権利義務を承継した商工会又は商工会議所及び関係市町村への申請主体の変更
- ・ 別表第4に記載された連携者の名称、住所、代表者氏名の変更
- ・ 別表第4に記載された連携者の削除
- ・ 商工会又は商工会議所及び関係市町村に対して情報の提供及び助言を行う経営指導員の異動変更
- ・ 計画の効力の消滅を目的とした計画期間の短縮

（※）変更申請不要の場合

- ・ 計画に記載する必要のない細かな点を変更する場合
例：講師や会場の都合等により、セミナーの開催時期を変更する場合
例：予定していたセミナーの講師を他者に差し替える場合、予定していた会場を他会場に差し替える場合
例：別表第2の実施体制に記載した担当者が人事異動等により変更となる場合
- ・ 変更したい内容が現行の計画でも読み取れる場合
例：計画に記載されている展示会以外の展示会に参加する場合
例：計画に記載されているアンケート調査項目を変更する場合

Q4 小規模事業者支援法第8条第2項に規定する「認定を受けた計画が、第7条第6項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」とは、どのような場合か？

➤ 小規模事業者支援法第7条第6項各号を要約すると以下のとおり。

- (1) 「経営発達支援事業の目標」、「経営発達支援事業の内容及び実施期間」、「経営発達支援事業の実施体制」が基本指針に照らして適当なものであること
- (2) 「経営発達支援事業の実施体制」、「経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

上記(1)又は(2)のいずれかに適合しなくなったときに、変更申請が必要ということになるが、上記のケースが頻発することはあまり想定していないが、詳細は管轄の経済産業局等に相談されたい。

Q5 変更申請を行う場合、いつ、どこに申請書等を提出すればよいか？

➤ 随時受付しているが、事前に管轄の経済産業局等に相談の上、提出すること。

Q 6 変更申請の添付資料「経営発達支援計画の実施状況を記載した書類」とはどのようなものか？

➤ 特定の様式はないが、経営発達支援計画の項目ごとに、これまでの実施状況を簡単にまとめた内容を記載すること。

- 地域の経済動向調査に関すること
- 需要動向調査に関すること
- 経営状況の分析に関すること
- 事業計画策定支援に関すること
- 事業計画策定後の実施支援に関すること
- 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること
- 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること
- 経営指導員等の資質向上等に関すること
- 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること
- 地域経済の活性化に資する取組に関すること

Q 7 変更申請書を提出してから審査結果が出るまでの期間は？

➤ 変更申請から認定に至るまでの標準処理期間は4か月。

なお、軽微な場合のものに該当する変更は、事務処理期間を短縮し審査を行う。

Q 8 変更申請の認定審査においては、変更しない項目についても審査を行うのか？

➤ 変更する項目についてのみ審査を行う。

ただし、当該変更によりその他の項目との間で整合性を欠くことのないよう、十分検証した上で、申請すること。

Q 9 変更申請の認定審査においても、外部審査員による書面審査を行うのか？

➤ 変更申請であっても原則、外部審査員による書面審査を行う。

ただし、軽微な場合のものに該当する変更は、外部審査員による書面審査を割愛する。

Q 10 変更認定された場合、当初認定計画はどのような扱いになるのか？

➤ 当初認定計画のうち、当該変更部分が上書きされる形で、変更認定日から効力を発する。

なお、変更申請した計画が不認定となった場合は、当初認定計画が効力を失うことはない。

Q 11 商工会又は商工会議所の合併等があった場合、どのような手続が必要か？

➤ 商工会等の合併等には様々な形態があり、また、既認定・未認定も関係してくるため、まずは管轄の経済産業局等に相談されたい。

Q12 旧法による認定計画を変更する場合はどのような取扱いになるか？

- 旧法による認定計画の変更等の取扱いについては、以下、小規模事業者支援法附則第2条第2項を参照されたい。

なお、旧法による認定計画を変更する場合は、旧法による様式（様式第二）を使用すること。

附 則

（経営発達支援計画に関する経過措置）

第二条 （略）

- 2 この法律の施行の際現に旧支援法第五条第一項の認定（旧支援法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けている経営発達支援計画については、なおその効力を有するものとし、当該経営発達支援計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた経営発達支援計画に関する変更の認定、認定の取消し、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例及び報告の徴収については、なお従前の例による。

記載例（実施期間を変更する場合）	
様式第二（第二条関係）	認定経営発達支援計画の変更に係る認定申請書
	令和3年8月〇〇日
経済産業大臣 殿	〇〇県〇〇市〇〇町1-1 〇〇商工会（商工会議所） 会長（会頭）〇〇 〇〇
令和2年8月15日付けで認定を受けた経営発達支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。	
記	
1 変更事項	経営発達支援事業の内容及び実施期間 (1) 経営発達支援事業の実施期間
2 変更事項の内容	【変更前】(1) 経営発達支援事業の実施期間（平成31年4月1日～平成36年3月31日） 【変更後】(1) 経営発達支援事業の実施期間（平成31年4月1日～令和3年3月31日） 【変更理由】 平成31年3月15日付けで認定を受けた経営発達支援計画について、改正小規模事業者支援法に基づき、計画を一元化するため、実施期間を前倒しで終了させるもの。
（備考）	
1 申請者名は、2以上の商工会又は商工会議所が共同して経営発達支援計画を作成する場合には、全ての商工会又は商工会議所の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。	
2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。	
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	

6. 関係法令等

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/download/shienhou_h5_51gou.pdf

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/download/shienhou_h5_218gou.pdf

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/download/shienhou_h5_44gou.pdf

■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/download/shienhou_shishin.pdf

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）（抄）

第一条・第二条（略）

（基本指針）

第三条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 事業継続力強化（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十六項に規定する事業継続力強化をいう。第五条第一項及び第五項において同じ。）に寄与する情報の提供等に関する事項

四（略）

五～七（略）

3・4（略）

（経営改善普及事業に係る補助）

第四条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下この条において「経営改善普及事業」という。）に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

2（略）

第五条・第六条 (略)

(経営発達支援計画の認定)

第七条 商工会又は商工会議所は、関係市町村と共同して、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であつて、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一～四 (略)

2 二以上の商工会又は商工会議所がその経営発達支援事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村と共同して、経営発達支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあつては、当該者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4 経営発達支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 当該者との連携に関する事項

5 前項第三号に掲げる事項には、経営指導員（小規模事業者の経営に係る指導を行う者であつて、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

6 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営発達支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が経営発達支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

7 経済産業大臣は、第一項の認定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

8 (略)

(経営発達支援計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る経営発達支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る経営発達支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定経営発達支援計画」という。）が、同条第六項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定経営発達支援計画に従って経営発達支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第六項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第九条 認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。）若しくは一般財団法人（その設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により抛出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）（以下この条において「事業実施一般社団法人等」という。）であつて、当該認定事業継続力強化支援計画又は当該認定経営発達支援計画に従つた事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第六条第二項の認定事業継続力強化支援計画又は同法第八条第二項の認定経営発達支援計画に従つた事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する協力業務）

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（報告）

第十一条 （略）

2 経済産業大臣は、認定経営発達支援計画に係る経営発達支援事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができる。

第十二条・第十三条 （略）

（罰則）

第十四条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 商工会又は商工会議所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会又は商工会議所の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会又は商工会議所に対して同項の刑を科する。

■商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成5年通商産業省令第44号）（抄）

第一条・第二条（略）

（経営指導員の照会）

第三条 都道府県知事は、前条第一項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣は、当該照会に係る前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

第四条・第五条（略）

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第六条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第七条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書
- 二 当該経営発達支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者であることとする。

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 三 直近五年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
- 五 次に掲げる者のいずれにも該当しない者
 - イ 心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者

- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 2 前項の経済産業大臣の確認は、法第七条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営発達支援計画の変更に係る認定の申請）

第八条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第八条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第四による申請書及びその写しを提出しなければならない。

- 2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 経営発達支援計画の実施状況を記載した書類
 - 二 当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
 - 三 当該変更に伴い第六条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定経営発達支援計画の公表）

第九条 経済産業大臣は、法第七条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

（経営指導員要領の作成等）

第十条 中小企業庁長官は、第一条から第三条まで、第六条及び第七条に掲げるもののほか、経営指導員による情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領（次項において「経営指導員要領」という。）を作成するものとする。

- 2 中小企業庁長官は、経営指導員要領を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする

■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和元年7月12日経済産業省告示第60号）

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者が、その事業を維持、発展させていくためには、自己の経営資源の充実、強化を図ることはもちろんのこと、小規模事業者の強みである機動性のある事業活動を展開することにより、経営環境の変化に対応していくことが必要である。

小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）第十三条に基づき平成二十六年に定められ、令和元年に変更された小規模企業振興基本計画では、小規模事業者の振興に関する施策を講じる際の目標を定めている。とりわけ「需要を見据えた経営の促進」を図る観点から、小規模事業者をめぐる構造変化に対し潜在的な対応力を最大限発揮するため、自らの強みを把握した上で、需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進することとしており、商工会又は商工会議所が経営改善普及事業（法第四条第一項に規定する経営改善普及事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、経理、税務等に関する指導・助言等の経営改善指導のみならず、ビジネスプラン等に基づく経営の推進、需要開拓に向けた支援、新事業展開や高付加価値化の支援等の経営の発達に資する支援を行っていくことが求められている。

また、近年、小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼす自然災害が多発しており、今後も、気候変動により災害リスクの増加が想定されていることを踏まえれば、商工会又は商工会議所による経営改善普及事業として、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）が事業活動に与える影響の認識、損害保険の加入を含めた事前対策など、小規模事業者に対して自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ること（以下「事業継続力強化」という。）を促すことが極めて重要である。なお、大規模な自然災害等が発生した場合には、商工会又は商工会議所による広域的な対応が必要になることも想定されることから、当該商工会又は商工会議所の地区を越えた連携体制についても予め検討することが望ましい。

加えて、商工会及び商工会議所は、経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工業が一般的に市町村の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体の商工行政と調和した経営改善普及事業を実施することが求められる。また、商工会及び商工会議所、国、地方公共団体、支援機関がそれぞれ役割を分担するのではなく、地域経済や産業の発展に向けて、関係者が一体となった経営改善普及事業の実施体制を構築することが求められる。

1. 経営改善普及事業の内容

経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、創業、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止その他各種制度（国の各府省庁、地方公共団体及び民間事業者のものを含む。以下同じ。）も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導、あっせん等
- (2) 小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導
- (3) 経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供

2. 経営改善普及事業の実施に当たって留意すべき点

商工会又は商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 小規模事業者をめぐる新たな経営環境に対応するため、個別相談・指導、地域振興のための事業の実施、後継者育成等人材能力開発の推進等を図るとともに、指導ニーズの高度化、多様化等に対応するため、専門指導体制の整備、専門的ノウハウ等を有する支援機関等の幅広い知見の活用に向けたきめ細かな支援等を通じ、経営改善普及事業の効果を高めるよう配慮するものとする。
- (2) 経営改善普及事業は、原則として商工会又は商工会議所の当該地区内の小規模事業者を対象とする。
- (3) 小規模事業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、きめ細かな支援を行うよう、特に配慮するものとする。
- (4) 経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するためには、商工会又は商工会議所におけるその実施体制を整備するとともに、経営改善普及事業を担当する職員が経営改善普及事業に専念することができるよう、他の役職員による支援、一般職員の設置、広域指導センターの活用、情報ネットワークの活用等事業環境の整備を図るものとする。
- (5) 個別の相談・指導の実施に際して知り得た小規模事業者の営業上の秘密については、道義上の責任であり、また、事後の経営改善普及事業の円滑な実施の大前提でもあることから、その保持を厳守するものとする。

第二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

商工会及び商工会議所が経営改善普及事業を行うに当たっては、先ず、その前提として、小規模事業者自身が金融、税務等に関する基礎的な知識を有するとともに、帳簿の整理等を通じて経営に係る情報を参照できる状態になっている必要がある。そのため、商工会及び商工会議所は、小規模事業者自身が自律的に経営管理を実施できるよう、経営改善指導をすることが求められる。なお、経営改善指導は、記帳の代行等が目的ではなく、ソフトウェア、アウトソーシングの活用も含め、小規模事業者が自社の経営管理として自律的かつ継続的に実施できる体制を育成していくことが本質である。

第三 事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

小規模事業者が事業活動を継続するに当たっては、自然災害等の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことによる事業継続力強化が必要である。

他方、小規模事業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、小規模事業者が自力で全ての事前対策を講ずることには一定の限界があるため、経営改善普及事業を行う商工会及び商工会議所による働きかけや支援が重要となる。

商工会及び商工会議所が事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等事業継続力強化支援事業（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組や対策の普及啓発、事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。以下同じ。）及び連携事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十二条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。以下同じ。）の策定に関する指導・助言、会員企業が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告等を通じ、地区の小規模事業者の事業継続力強化に資する支援を行っていくことが求められる。

なお、事業継続力強化支援は、地域の防災を進める上で重要な役割を果たす地方公共団体と連携して実施することが必要である。とりわけ、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする。

1. 事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- (2) 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- (3) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（BCP）の策定に関する指導及び助言
- (4) 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- (5) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- (6) 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

2. 事業継続力強化支援計画の内容

商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援計画をいう。以下同じ。）を策定するに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

(1) 目標の設定

商工会又は商工会議所の地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）の地域防災計画を踏まえつつ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、地区の商工業の経営状況等を踏まえつつ、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化を進めるとともに、自然災害等発生時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速かつ円滑に進め、自然災害等発生後における地域経済機能の維持を意識した目標を設定すること。

(2) 実施期間

商工会又は商工会議所は、自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めるものとする。

なお、事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期的に見直しを行うことが望ましい。

(3) 実施体制

事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要がある。その際、小規模事業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮するものとする。

事業継続力強化支援事業を円滑に実施するため、商工会又は商工会議所は、具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定した上で、自然災害等発生時における関係市町村への地区内の商工業の被害情報の伝達及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを設けるものとするとともに、被害状況の把握・報告等の自然災害等発生時における業務に係る実効性を向上させるため、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画についても作成し、必要に応じて当該計画に係る訓練を実施するものとする。加えて、少なくとも年に1回程度、事業継続力強化支援計画に基づく進捗の確認や見直しを行うものとする。

併せて、商工会及び商工会議所は経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。）の資質向上及び有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図るものとする。

(4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

事業継続力強化支援事業を地域全体で一体的かつ円滑に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、地域の金融機関、他の支援機関、NPO及び専門家、さらには地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換に努めるものとする。

また、それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。小規模事業者においては、事業継続力強化のため、他社と連携して、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うことも有効である。これらの取組を進めるには、商工会又は商工会議所による連携事業継続力強化の取組を組成するための斡旋・情報交換の場の設定などや、複数の商工会または商工会議所が連携してこれらの取組を図ることも有効である。

第四 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

商工会及び商工会議所が、経営の発達に特に資する取組を進める小規模事業者に対して、経営改善普及事業のうち小規模事業者の経営の発達に特に資する経営発達支援事業（法第七条第一項に規定する経営発達支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する経営指導員（法第七条第五項に規定する経営指導員をいう。以下同じ。）が情報の提供、指導及び助言を実施する体制を整備することをはじめ、小規模事業者の持続的発展を支える伴走者としての役割を果たせるよう、地域における小規模事業者支援の拠点機能を発揮していくことが求められる。

また、経営指導員等（法第七条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下同じ。）は、小規模事業者に対して技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供ができるよう、A I、F i n T e c h等の新たな技術情報の収集やマーケティング調査手法の習得と知識の更新に努めていくことが必要である。

また、専門性の高い分野に関する相談については、経営改善普及事業を担当する商工会又は商工会議所の職員だけでなく、専門士業や中小企業等経営強化法に基づき認定された情報処理支援機関等とも連携して応じていくことが求められる。

商工会及び商工会議所は、経営発達支援事業を実施するに当たっては、商工業が一般的に市町村の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、関係市町村の商工行政と整合的な小規模事業者の経営発達支援事業を実施することが必要であることから、関係市町村と共同して経営発達支援計画（法第七条第一項に規定する経営発達支援計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

1. 経営発達支援の内容

経営発達支援は、主として以下の各項目に掲げる、商工会又は商工会議所が実施する事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものとする。

- (1) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析
- (2) 経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定するための指導・助言、当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言
- (3) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向、各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

- (4) 小規模事業者が事業計画に従って行う需要の開拓に寄与することを目的としたソーシャルメディアやプレスリリース等の広報手法、商談会や展示会等を用いたブランド形成・マーケティング、電子商取引等の活用手法の教授

2. 経営発達支援計画の内容

商工会又は商工会議所は、経営発達支援計画を策定するに当たっては、以下の点を踏まえる必要がある。

(1) 目標の設定

関係市町村の商工行政と調和しつつ、小規模事業者を支援することによる地域への裨益や地区内の小規模事業者の長期的な振興を意識し、重点的に事業計画策定指導及び助言を行うべき小規模事業者を具体的に想定した目標を設定すること。

また、経営指導員等の人員体制から実現可能な目標であること。

(2) 実施期間

自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めるものとする。

(3) 実施体制

経営発達支援事業において、小規模事業者に対して事業計画の策定支援を行うに当たっては、策定段階のみならず、当該事業計画の進捗を確認するとともに、売上・利益等の経営指標の推移を把握することによって、その効果を測定し、継続的に経営に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要がある。その際、小規模事業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮するものとする。

経営発達支援事業を円滑に実施するため、商工会又は商工会議所は、具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として経営指導員を選定するとともに、小規模事業者の経営発達支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに選定した上で、十分なヒアリングの実施等、経営発達支援事業の実施状況について定量的な指標をもって把握し、評価を行うことができる仕組みを設けるものとする。

なお、経営発達支援事業において、経営指導員等一人当たりで継続的に指導及び助言を実施することができる小規模事業者は二十者程度と想定される。商工会又は商工会議所は、地域経済の課題及び経営発達支援を行う必要がある小規模事業者の状況を当該商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と密に共有し、当該都道府県及び関係市町村の商工行政や都市計画等と軌を一にした実施体制を構築し、経営指導員等の必要数を算定することが求められる。

また、当該関係市町村の独自の施策により経営改善普及事業を担当する職員の負担増が見込まれる場合は、当該商工会又は商工会議所は、当該関係市町村に対して経営改善普及事業を担当する職員の追加配置の必要性を説明し、協力を求めることが望ましい。

併せて、商工会及び商工会議所は経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図るものとする。

(4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

経営発達支援計画を地域全体で一体的かつ円滑に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、地域の金融機関、他の支援機関、NPO及び専門家、さらには地域の大企業や中小企業等とも連携し、支援ノウハウ等に関して情報交換に努めるものとする。

また、それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。

第五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項

商工会又は商工会議所は、経営改善普及事業はもとより、地区内の商工業者を会員とする地縁的な組織として、相互扶助の精神に基づき、例えばコミュニティバスの運行等、地域社会に貢献することを目的とした事業も実施しているところである。

小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、小規模事業者の経営の改善発達は、地域経済の活性化と一体となって図っていく必要がある。そのため、経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工会又は商工会議所が地区内の商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業及び関係市町村が講じる事業と有機的連携を図りつつ実施することが重要である。

第六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項

1. 都道府県商工会連合会が行う商工会指導事業

都道府県商工会連合会は、傘下の商工会が行う経営改善普及事業に関し指導を行うものとする。人口減少等経営を取り巻く環境が激変する中で、小規模事業者が需要を見据えた経営を行っていくためには、都道府県商工会連合会の行う指導に当たっては、都道府県商工会連合会は、広域的な視野の下、その有する高度・多様な支援ノウハウを活用し、経営発達支援計画の作成、経営発達支援事業の実施を積極的に指導し、支援していくものとする。また、消費者ニーズの動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供する。

また、近時における指導ニーズの高度化、多様化に対応して、広域指導センターを拠点とする指導体制による専門的な指導の重要性にかんがみ、商工会が行う事業を支援するための各種情報の収集・提供体制を整備するとともに、商工会と十分な連携を図るよう努めるものとする。

2. 全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導事業等

全国商工会連合会又は日本商工会議所は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所が行う経営改善普及事業に関する指導、経営改善普及事業に関する情報の収集及び提供又は調査研究、体制の補完、全国の経営発達支援事業における先進事例の共有等を実施するものとする。人口減少等経営を取り巻く環境が激変する中で、小規模事業者が需要を見据えた経営を行っていくためには、全国商工会連合会又は日本商工会議所の行う指導に当たっては、全国商工会連合会又は日本商工会議所は、広域的な視野の下、その有する高度・多様な支援ノウハウを活用し、経営発達支援計画の作成、経営発達支援事業の実施を積極的に指導し、支援していく

ものとする。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供する。

3. 商工会指導事業及び商工会連合会等指導事業の実施に当たって留意すべき点

都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに日本商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1) 経営改善普及事業に関し、傘下団体に対する指導を円滑かつ効果的に実施するため、当該傘下団体組織全体の実態把握に努めるものとする。

また、周辺の複数の商工会又は商工会議所による広域にわたる経営改善普及事業に対しても十分な指導を行うものとする。

(2) 指導事業の実施に当たっては、特定の傘下団体に偏らないよう配慮するとともに、都道府県商工会連合会に属する商工会指導員及び全国商工会連合会又は日本商工会議所に属する中央指導員にあつては、絶えず傘下団体の行う経営改善普及事業の実績、効果等の把握に努めるものとする。

第七 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

以上のほか、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達に関する事業を実施するに当たり以下の点につき留意する必要がある。

1. 経営改善普及事業を担当する職員の資質の向上

経営改善普及事業を担当する職員は担当する地区内の小規模事業者の実態の把握や指導効果の測定などを行うことにより、自らも経営改善普及事業の具体的な実施方法の改善、指導技術の向上に努めるとともに、国や都道府県等が実施する研修を積極的に受講するとともに、人事交流等を通じて相互に資質の向上を図るものとする。

なお、商工会等にあつては、経営改善普及事業を担当する職員が経営改善普及事業に集中して取り組むことができるよう、勤務環境の整備に努めるものとする。

2. 経営改善普及事業の公平性

経営改善普及事業は、主に国及び都道府県からの支援をもとに実施されていることに鑑み、行政サービスに類似するものとして、商工会等の会員・非会員を問うことなく行うものとする。

3. 国、地方公共団体、関係機関等との関係

経営改善普及事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものである。

本指針にて示す事業の実施に当たっては、商工会等の機能が十分に発揮されるように、都道府県及び関係市区町村の理解・協力を得つつ、実施するものとする。また、国、地方公共団体の施策・制度についても積極的に情報収集し、活用するよう努める。

また、地方公共団体の政策の方向性に応じ、事業の実施に際して必要とされるノウハウ等を有する関係機関からも情報収集するとともに、理解、協力が得られるよう努めるものとする。

4. 商工会法及び商工会議所法との関係

商工会又は商工会議所が行う経営改善普及事業は、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一条に規定される商工会の事業又は商工会議所法（昭和二十八年法律第四百四十三号）第九条に規定される商工会議所の事業に該当することから、商工会又は商工会議所が経営改善普及

事業を行うに当たっては、商工会法又は商工会議所法における関係規定を踏まえつつ、事業を実施するものとする。